

監査告示第 5 号

令和 3 年 2 月 24 日付け監査第 0224001 号で提出した定期監査結果報告に対し、宇佐市長及び宇佐市会計管理者から措置を講じた旨の通知があるので、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により次のとおり公表する。

令和 3 年 3 月 25 日

宇佐市監査委員 佐藤 博美

宇佐市監査委員 井本 裕明



土木第 0317002 号
令和 3 年 3 月 17 日

字

宇佐市監査委員 佐藤 博美 様
宇佐市監査委員 井本 裕明 様

宇佐市長 是永修 (土木課)



令和 2 年度 第 7 回定期監査における指摘事項及び注意事項に対する措置状況について（報告）

令和 3 年 2 月 24 日付け監査第 0224001 号で報告のあった定期監査結果について、その検討結果及び措置状況を下記のとおり報告します。

記

【指摘事項】

(1) 道路占用料徴収事務（法定外公共物含む）について

宇佐市道路占用料徴収条例第 4 条第 3 項では、占用期間が 2 年以上の場合は、占用開始までにすべての占用期間に対する占用料を納付することが原則ですが、年度ごとに年額により毎年その年額の前納により納付させることができると規定されています。

占用期間が 2 年以上で年度ごとの年額を前納させる案件について、占用料の納付の時期が 10 月や 2 月のものが確認されました。年額の前納としては、納付時期が遅すぎますので、道路法施行令第 19 条の 2 第 1 項に準じて処理するように改善してください。

(2) 契約事務について

基本的な契約事務処理に適性を欠くものが以下のとおり確認されました。

契約に関する法令、例規、府内マニュアル等を遵守し、適正な契約事務を執行してください。

① 橋梁点検業務委託について、宇佐市契約事務規則第 7 条第 1 項第 4 号を適用し、契約保証金が免除されているものがありました。第 4 号の適用は、入札参加資格者名簿に登録があることや過去の契約の履行状況のほか、「かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。」となっています。

契約保証金は契約の履行確保を目的とするため、その免除要件は厳格に解し、

字

過去の契約があるからと安易に免除すべきではありませんでした。

② 法定外公共物管理システムデータ更新業務委託について、特記仕様書第4条第2項に管理技術者の要件として測量士の資格を有するとされていましたが、実際は必要がなく、仕様書から削除すべきでした。また、第9条第1項に規定されている提出書類のうち着手届、実施計画書、工程表、登録書が提出されていませんでした。

○ 措置状況

(1) 道路占用料徴収事務（法定外公共物含む）について

占用期間が2年以上で年度ごとの年額を前納させる案件について、年額の前納としては納付時期が遅すぎますので、3月末時点での占用料調査票の集計において、関係担当課に早めの集計及び報告を依頼し、上四半期で道路占用料徴収が完了するよう事務執行に努めます。

(2) 契約事務について

- ① 契約保証金につきましては契約の履行確保を目的とすることを再認識し、今後保証金を免除する際は過去の契約状況のみでなく、その他の要件にも細心の注意を払うことを心掛けます。
- ② 特記仕様書作成の際には不要なものを記載しないように注意します。また、仕様書に記載されている提出書類に関しては、契約の相手方への説明及び提出後の確認を徹底し、書類の不備がないようにします。

【注意事項】

(1) 契約事務について

障害福祉サービス事業を行う施設と随意契約した業務委託について、事務手続きに不備のあるものが確認されました。施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づき、当該契約を行う場合、宇佐市契約事務規則第44条の2により「発注見通し」及び「契約の締結状況」を公表することとなっています。「発注見通し」は事務処理されていましたが、「契約の締結状況」がなされていませんでした。

契約締結後、速やかに契約結果の調書を作成し、「契約の締結状況」として市のホームページ等に公表すべきでした。

(2) 文書事務について

基本的な事務処理に適性を欠くものが以下のとおり確認されました。

職員一人一人が適正な事務処理を行うとともに十分なチェック体制を確立してください。

- ① 社会資本整備総合交付金に係る「交付額の内定」の通知は、収受文書として供覧が必要でした。また、「計画の提出」及び「交付申請」についても、内容・提出等の決定を伺う回議をすべきでしたが、なされていませんでした。
- ② 法定外公共物使用許可書について、決裁日と施行日の順が不適正なものがあり、例えば、決裁日12月20日、施行日12月18日となっているものなど

字

同様のものが多数ありました。正しい事務の流れは、決裁をとった後に施行となるので、施行日は決裁日よりも後日、もしくは同日とすることが適正な並びとなります。

○ 措置状況

(1) 契約事務について

宇佐市契約事務規則第 44 条の 2 により「発注見通し」及び「契約の締結状況」を公表することとなっていますが、「契約の締結状況」について公表されていませんでした。今後はチェックをしっかりと行い、契約締結後に契約結果を「契約の締結状況」として市のホームページ等に速やかに公表します。

(2) 文書事務について

- ① 社会資本整備交付金に係る事務手続きは、すべてのやり取りがシステムで行われていることから、起案等を失念しておりました。チェックをしっかりと行い事前に起案することとし、今後このようなことの無いよう事務執行に努めます。
- ② 施行日は決裁日よりも後日となるところを、決済日よりも前の日で記載しており不適切でした。今後は施行日のチェックを徹底し、このようなことの無いよう事務執行に努めます。

【要望事項】

- ・該当なし



文スボ第 0309002 号
令和 3 年 3 月 9 日

宇佐市監査委員 佐藤 博美 様
宇佐市監査委員 井本 裕明 様

宇佐市長 是永 修治
(文化・スポーツ振興課)

令和 2 年度第 7 回定期監査における指摘要望事項に対する措置状況 について（報告）

令和 3 年 2 月 24 日付監査第 0224001 号で報告のあった定期監査結果について、
その検討結果及び措置状況を下記のとおり報告します。

記

1. 指摘要項

・契約事務について

基本的な契約事務処理に適正を欠くものが以下のとおり確認されました。

- ①「令和 2 年度宇佐市いんない石橋 P R 動画制作業務委託」のプロポーザル実施要領における参加申込者の資格要件について、動画制作業務委託であるにもかかわらず、物品の入札参加資格や物品に係る指名停止を受けていないことなどの要件が付されていました。今後、同様の業務委託がある場合は、実施要領を見直してください。
- ②「令和 2 年度宇佐神宮球場管理業務委託」について、契約条項第 12 条（検査）及び第 14 条（委託料の支払）の条文の整合性がとれていませんでした。第 12 条では、全業務が完了したときの提出書類と検査に関して規定されており、第 14 条では、第 12 条の規定による検査に合格したときに委託料を支払うとなっていましたが、その支払いは全業務の完了後だけではなく、2 月分ごとに年 6 回の精算払いと規定されていました。また、第 12 条第 2 項の条文で「前項の検査に合格しないときは」となっていましたが、前項には検査についての記載がありませんでした。整合性が図られるよう契約条項を見直してください。

措置状況

- ①「令和 2 年度宇佐市いんない石橋 P R 動画制作業務委託」に係るプロポーザル実施要領における参加申込者の資格要件につきまして、今後、同様の業務委託を実施する場合は、資格要件を見直し広く公募を行うよう、実施要領等の見直しを行います。
- ②令和 2 年度宇佐神宮球場管理業務委託の契約書については、頭書の内訳額、第 12 条（検査）及び同 14 条（委託料の支払）間の条文整理が不十分であったと認識しています。今後については、履行確認や検査時期等を整理のうえ、整合性の取れた分かりやすい契約書になるよう条項を見直します。



2. 注意事項

・宇佐市スポーツ振興補助金について

宇佐市スポーツ少年団に対する当該補助金について、市補助金の年額を上回る繰越金が生じているにもかかわらず、団体から提出された補助金を必要とする理由書では「市の補助なしでは活動が困難な状況」となっていました。

団体に対し、理由書の見直しとともに、繰越金を活用する計画を立案するよう、所管課として指導してください。

措置状況

- ・市スポーツ少年団からの補助金申請理由については、新指導者制度移行に伴い次年度以降の大幅な補助金不足が予想されるために認めたものですが、ご指摘の記載内容では不十分であり、確認が不足していました。以降の申請については、理由書に繰越理由や年次補助金活用計画を明記させるよう指導します。

3. 要望事項

・農村交流センター及び宇佐市民プール場について

農村交流センターの施設管理を業務委託で行っていますが、当該施設の調理等業務委託も含め、このまま委託を継続するか指定管理者制度へ移行することができないかを検討してください。

同様に、宇佐市民プール場内監視の業務委託についても検討をお願いします。

措置状況

- ・農村交流センターに係る指定管理者制度の導入については、現時点で必要なデータが十分集まっていません。また、宿泊回数や食事人数に応じて基準価格をどう設定するのか等の課題も多いことから、早急な導入は困難と考えています。今後については、他市の類似施設（合宿施設・プール）の導入状況や指定管理によるメリット・デメリットなどを調査・研究してまいりたいと考えています。

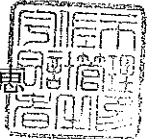


会計第 0303001 号
令和 3 年 3 月 11 日



宇佐市監査委員 佐藤 博美 様
宇佐市監査委員 井本 裕明 様

宇佐市会計管理者 畑 迫 敏



令和 2 年度第 7 回定期監査における指摘要望事項について（報告）

令和 2 年度 2 月 24 日付監査第 0224001 号で報告のあった定期監査結果について、その検討結果及び措置状況を下記のとおり報告します。

記

1 指摘要項

（1）契約事務について

「令和 2 年度宇佐市歳入歳出決算書（令和元年度）印刷製本」の落札者を決定する事務については、入札事務に関係のない職員にくじを引かせるべきでありました。今後は、契約に関する法令、例規、府内マニュアル等を遵守し、適正な契約事務を執行します。

2 注意事項

（1）契約事務について

「令和 2 年度宇佐市役所旧庁舎備品の収集運搬・処分業務委託」の契約内容について、運搬費を総価、再生資源買取費並びに産業廃棄物処分費は単価で積算し契約を締結しておりましたが、結果としてそれぞれの処分量が増加することになりました。そのため、当初から運搬費も含め再生資源買取費並びに産業廃棄物処分費の単価契約として発注すべきありました。また、予算措置や処分量が変更になったことによる単価等の契約内容の変更についての業者との協議書を整備します。